短期入所生活介護･介護予防短期入所生活介護重要事項説明書

＜令和 6 年 8 月 1 日現在＞

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口
　電話　0566-36-8133(代)
　担当　前田　智亮　・　小野田　理江　・　中村　雅和
　(受付時間　午前 10 時　～　午後 6 時)

2. 特別養護老人ホーム洲原ほーむの概要

(1)　提供できるサービスの種類

施設名称	特別養護老人ホーム　洲原ほーむ
所在地	愛知県刈谷市井ヶ谷町西石根 1 番地 10
介護保険指定番号	短期入所生活介護(愛知県　2372900056 号)

(2)　施設の職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	介護福祉士等	1 名	0 名	1 名
医師	医師免許	0 名	1 名	1 名
生活相談員	介護福祉士等	3 名	0 名	3 名
栄養士	管理栄養士	2 名	0 名	2 名
機能訓練指導員 (看護師兼務)	看護師	再掲 1 名	0 名	再掲 1 名
介護支援専門員 (介護職員兼務)	介護支援専門員	1名	0 名	1名
事務職員		3 名	0 名	3 名
看護介護職員	看護師	4 名	3 名	7 名
	准看護師	0 名	0 名	0 名
	介護職員	32 名	11 名	43 名

(3)　施設の設備の概要

定員　20 名				
居　室	4 人部屋	16 床	医務室	1 室
	2 人部屋	0 床	食　堂	1 室
	1 人部屋	4 床	面接室	1 室
	静養室	1 室		
浴　室	1F 浴室	1 室		
	2F 浴室	1 室		

3. サービス内容
　① 短期入所生活介護計画の立案
　② 食事の提供、食事に係る介護全般
　③ 入浴に係る介護全般
　④ 機能訓練
　⑤ 生活相談
　⑥ 健康管理
　⑦ 理美容サービス
　⑧ レクリエーション　　等

4. 利用料金

① 基本単位

	1日あたりの単位数		サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	夜間職員配置加算	処遇改善加算	合計単位数
要支援1	個 室 / 多床室	451単位	18単位	—	66単位	535単位
要支援2	個 室 / 多床室	561単位	18単位	—	81単位	660単位
要介護1	個 室 / 多床室	603単位	18単位	13単位	89単位	723単位
要介護2	個 室 / 多床室	672単位	18単位	13単位	98単位	801単位
要介護3	個 室 / 多床室	745単位	18単位	13単位	109単位	885単位
要介護4	個 室 / 多床室	815単位	18単位	13単位	118単位	964単位
要介護5	個 室 / 多床室	884単位	18単位	13単位	128単位	1043単位

※ 著しい精神症状により他の同室者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがある、あるいは感染症等により従来型個室への入所が必要であると医師が判断された場合、個室として算定せず多床室の介護費・居住費を算定します。

※ 介護保険算定単位について、1単位10.83円で計算され端数は切り捨てとなります。

※ 処遇改善加算について、1ヵ月の総単位数に対し 14%を乗じて算出します。上記料金表では1日あたりで計算されているため、合計金額に若干の誤差が生じる場合があります。

※ 上記利用料につきましては、1割負担での算定です。介護保険負担割合証に定める利用者負担割合が1割以外の方は介護保険負担割合証に定める利用者負担割合となり、上記利用料と異なる場合があります。ただし滞在費や食費は、上記の金額となります。

※ 生産性向上推進体制加算（Ⅱ） 10単位/月 が加算されます。

② 食費（1食分）：施設が提供する食事を希望される場合

・朝食：370円 昼食：500円 夕食：470円 おやつ：105円

③ 滞在費（1日につき）

個室：1,231円 多床室：915円

④ 送迎加算（実施した場合のみ） 片道につき184単位

【送迎地域】

・刈谷市内全域

・刈谷市外（施設から5km圏内）

⑤ 理美容料

カットのみ 1回 1,900 円　　　　　カットと顔剃り 1 回　　2,200 円

⑥ 前各号に掲げる他、短期入所生活介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用　実費相当ただし、②，③に揚げる金額については「介護保険負担限度額認定証」に記載の金額となります。また、実際の費用額が記載の金額を下回る場合は、実際の費用額となります。

5．利用期間中の中止

以下の事由に該当する場合、利用期間中でもサービスを中止し、退所していただく場合があります。

- 利用者が中途退所を希望した場合
- 入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- 利用中に体調が悪くなった場合
- 利用者自身または他の利用者の生命又は健康に重大な影響を与える行為があった場合

上記で、必要な場合は、ご家族又は緊急連絡先に連絡するとともに、速やかに主治医又は歯科医師に連絡を取る等、必要な措置を講じます。また、料金は退所日までの日数を基準に計算します。

6．支払方法

短期入所生活介護ご利用月の翌月 10 日までに請求書を発行しますので、当該月末までにお支払い下さい。お支払方法は、窓口支払、銀行振込のいずれかとなります。

7．サービスの利用方法

(1) サービスの利用申込み

担当の介護支援専門員（ケアマネージャー）、地域包括支援センターにご相談下さい。

(2) サービス利用契約の終了

① 利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、お申し出により、いつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

② 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了し、予約は無効となります。

・ご利用者が介護保険施設に入所した場合

・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者の要介護認定区分が非該当（自立）、要支援認定を持っていない事業対象者となった場合

・ご利用者がお亡くなりになった場合

8. サービス提供上の留意事項

・面会　　1 階事務所備え付けのご面会証のご記入をお願いします。お戻りの際は担当フロアー職員のサイン記入後、1 階事務所のご面会証入れに投函下さい。また、当施設玄関は電子ロックを採用しておりますので、暗証番号のご確認もお願いいたします。(面会時間:午前 9 時～午後 20 時)

※20 時は消灯時間となります。

・外出　　外出は必ずフロアー職員にお届け下さい。

・食事　　利用開始前のサービスの中止や中途終了及び外出時の各食事代について下記の時間までに申し出がない場合については、食事代が発生しますので、ご注意ください。

【朝食】 前日の 18 時 【昼食】 9 時 【おやつ】 12 時 【夕食】16 時

の締め切りとなっております。

・飲酒、喫煙　　原則、禁酒・禁煙となります。

・設備、器具の利用　　職員にお申し出下さい。

・金銭、貴重品の持込　　利用者ご自身で管理できる必要最低限とさせていただきます。また施設内での紛失、盗難に関して施設は免責とさせていただきます。

・所持品の持ち込み　　短期入所の趣旨より、必要最低限の物とさせていただきます。

・施設外での受診　　受診は、ご家族の方にお願いいたします。

・宗教、政治活動　　施設内での宗教、政治活動は一切禁止させていただきます。

・ペット　　ペットの持ち込みは一切禁止させていただきます。

9. 事故発生時の対応

・事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には速やかに利用者の家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

・事業者は、事故が発生した場合はその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。

・事業者は、利用者に対するサービス提供により発生した事故等により利用者の生命、身体、財産等に損害が生じた場合は、速やかにその損害を賠償します。ただし、事業者の故意又は過失によらない場合は、この限りではありません。

10. 虐待防止に関する事項について

(1)　施設は、入所者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じます。

①　虐待を防止するための職員に対する研修を実施します。

②　入所者及びその家族からの苦情対応対策の整備をします。

③　その他虐待防止のために必要な措置を講じます。(責任者の選定等)

(2)　施設は、サービス提供中に当該施設職員又は養護者(入所者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに市町村へ通報するものとします。

12.緊急時の対応方法

ご利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、下記の緊急連絡先に速やかに連絡いたします。

13. 非常災害対策

・災害時の対応　　速やかに管轄の消防、警察署へ通報するとともに、緊急連絡網を用い施設職員の召集、近隣地域への協力要請を行います。

・防災設備　　自動通報装置、スプリンクラー装置、消火器、屋内散水栓、非常階段及びスロープを設置しています。

・防災訓練　　年に 2 回以上実施しています。

・防火管理者　　生活相談員　前田　智亮

14. サービス内容に関する相談・苦情

ご利用者相談・苦情担当

（1）特別養護老人ホーム　洲原ほーむ

電話番号:0566-36-8133(代)

担当　前田　智亮　小野田　理江　中村　雅和

(受付時間　午前 10 時　～　午後 6 時)

（2） 刈谷市長寿課

住　所:刈谷市東陽町 1-1

電話番号:0566-62-1013　（介護保険担当）

（3） 愛知県国民健康保険団体連合会

住　所:名古屋市東区泉一丁目 6 番 5 号　国保会館南館 7 階

電話番号:052-971-4165　（介護保険課内　介護サービス相談室）

（4） 各市町村窓口

15. 第三者評価の実施について

第三者評価の実施の有・無	実施あり　・　実施なし
実施した直近の年月日	令和　年　月　日
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

14. その他

介護サービス情報公表制度により、インターネットを用い当施設の情報を確認できます。

https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/

紙媒体での提供も出来ますので、申し出下さい。